

「宇治ほうじ茶」商標規程に関する内規（案）

『「宇治ほうじ茶」商標規程』（以下「本規程」という）の内規を次のとおり定める。

第1条 本規程第4条（本商標の使用者）による本商標の使用については、その運用を商標管理委員会（以下「委員会」という）がこれを管理し、事案の必要に応じ理事会に諮りこれを決定する。

第2条 本規程第4条第1項（1）でいう組合員とは、従前に基づく正常な企業活動を行い組合に加入している企業を指し、令和〇年（商標取得日を記載）の商標取得時より著しく経営形態が変化している企業（資本の過半や実質上の経営権が明らかに第三者の手に掌握されていると思われる企業等）については組合の判断によって使用を不承認とすることができる。

第3条 本規程第3条（商品および表示）の「使用要件を満たす」とは次のとおりとする。

- （1） **宇治ほうじ茶**の品質を決める製造加工である合組と品質鑑定を、組合員が行なうこととする。
- （2） 合組とは、組合員が、伝統に則った品質鑑定を基に仕上げ茶の配合を行うことである。
- （3） 品質鑑定とは、各茶種における特徴を掴む技術であり、さらにその特徴を商品に生かす技術である。
- （4） **宇治ほうじ茶**の品質の決定において、**宇治ほうじ茶**の仕上茶による合組が最終の仕上加工となることから、**焙じ加工**、粉砕による加工は、仕上加工には属さないこととする。
- （5） **焙じ加工**、**粉砕加工**は仕上加工に属さないことから、これらの加工を他府県で行った場合であっても、**宇治ほうじ茶**の定義を満たすものとする。ただし、他府県において組合員、又は非組合員が更なる合組等を行った場合はこの限りではない。

第4条 本規程第4条(本商標の使用者)(2)においては、実際の売上額に応じた額(ロイヤリティ)を費用としては請求しない。

第5条 本規程第8条(証明書手数料)の証明書手数料については1万円とする。また、別途実費が発生する場合は、その実費分を上乗せした手数料とする。

附則

- 第1 本内規は令和○年○月○日より施行する(令和○年○月○日理事会承認)
- 第2 本規程の改廃は理事会の議決を経て行う
- 第3 本内規は外部には公表しない